

社団法人 佐賀県労働基準協会定款

昭和 48 年 5 月 24 日制定

昭和 50 年 5 月 21 日改正

昭和 52 年 5 月 27 日改正

昭和 61 年 5 月 27 日改正

平成 5 年 8 月 27 日改正

平成 6 年 8 月 27 日改正

平成 8 年 5 月 30 日改正

平成 15 年 6 月 30 日改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人佐賀県労働基準協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を佐賀市八丁畷町 6 番 9 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の連絡提携により、労働者の労働条件の改善、労働安全衛生の向上、並びに労働福祉の増進等をはかり、もって産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1 . 労働基準法その他関係法令の普及徹底

2 . 次の事項に関する調査研究並びに指導

(1) 労務管理に関する事項

(2) 労働安全衛生管理に関する事項

(3) 教育訓練に関する事項

(4) 賃金管理及び最低賃金に関する事項

(5) 労災保険に関する事項

(6) 労働者の福利厚生及び能率増進に関する事項

3 . 講演会、講習会、表彰、見学等各種行事の実施

4 . 機関誌その他印刷物の刊行配布並びに関係図書の斡旋

5 . その他本会の目的達成に必要な事項

(部 会)

第 5 条 本会は、前条の事業を行なうため、次の部会を置きその業務を分担する。

1 . 総務部会

総務部会は、本会の事業実施について各支部及び各部会の連絡協調を図り、併せて、機関誌の発行その他の業務を処理し、その他、他の部会に属さない

業務を担当する。

2. 労務管理部会

労務管理部会は、労務管理全般に関する調査、研究及び指導並びに会員事業場に対するこれが周知に関する業務を担当する。

3. 安全部会

安全部会は、産業安全に関する調査、研究及びこれが対策の樹立並びに会員事業場における安全管理活動の指導促進に関する業務を担当する。

4. 労働衛生部会

労働衛生部会は、労働衛生に関する調査、研究及びこれが対策の樹立並びに会員事業場における衛生管理活動の指導促進に関する業務を担当する。

5. 教育訓練部会

教育訓練部会は、教育訓練に関する調査、研究、企画、実施並びに指導を行なうとともに佐賀労働基準局長の指定教習機関として技能講習の業務を担当する。

6. 賃金部会

賃金部会は、賃金に関する調査、研究及び指導並びに会員事業場に対するこれが周知に関する業務を担当する。

7. 労災部会

労災部会は、災害補償に関する事項の調査、研究及び指導並びに会員事業場に対するこれが周知に関する業務を担当する。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

1. 正会員

労働基準法の適用事業場又はその事業主団体であって、本会の目的に賛同し、入会したもの

2. 賛助会員

前項以外の個人又は団体であって本会の目的に賛同し、理事会の承認を得て加入したもの

(会 費)

第7条 会員は、総会の議を経て別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

1. 既納の会費は返還しない。

(入 会)

第8条 本会の会員となるには、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第9条 本会の会員は、その申出によって、退会することができる。

2. 死亡又は解散、若しくはこれに類する事実が生じたとき或いは会費を2年以上にわたって納入しないときは退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員で、本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

2. 前項の規定により、除名された会員にはその旨を通知する。

第3章 役員等

(役員の種類及び員数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	4 名
専務理事	1 名
理 事	20 名以上 40 名以内 (会長、副会長、専務理事、常務理事、及び部会長たる理事を含む)
監 事	2 名

2. 本会に常務理事をおくことができる。

(役員を選任)

第12条 会長、副会長及び部会長は、理事会において互選する。

2. 理事及び監事は、総会の議決において選任する。
3. 各支部長は、前項の規定にかかわらず理事とする。
4. 専務理事及び常務理事は、理事会の承認を得て、会長が選任する。
5. 第30条に規定する企画委員会の委員長は、理事会の承認を得て、会長が指名する。
6. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の職務)

第13条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
3. 部会長は、会長の命を受けて部会所掌の業務を処理する。
4. 専務理事及び常務理事は、会長、副会長及び部会長を補佐し、会長の命を受けて業務を処理する。
5. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了の場合、又は役員の過半数が辞任した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(役員の解任)

第 1 5 条 役員に、本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(顧問及び参与)

第 1 6 条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。
4. 参与は、会長の求めに応じて、本会の業務に参画するものとする。

(報酬又は費用の弁償)

第 1 7 条 役員、顧問及び参与は、総会の議決を経て、別に定めるところにより、報酬又は費用の弁償をうけることができる。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 1 8 条 本会の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

(総 会)

第 1 9 条 総会は、これを通常総会及び臨時総会とに分ける。

2. 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

(構 成)

第 2 0 条 総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の招集及び議長)

第 2 1 条 総会は、会長がこれを招集する。

2. 総会の招集は、少くとも総会の 7 日前に、その会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を記載した文書をもって、通知しなければならない。
3. 総会の議長は、出席した会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 2 2 条 総会は、会員総数の過半数が出席しなければ、これを開催することはできない。

(総会議決)

第 2 3 条 総会の議事は、この定款に別段の定めあるものを除き、出席会員の過半数

の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の書面表決等）

第24条 会員は、やむを得ない理由のため、総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項に限り書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

（総会の権能）

第25条 総会は、この定款に別段の定めあるもののほか、次の事項を付議する。

- 1．毎事業年度の収入支出予算及び決算並びに事業報告
- 2．財産の処分
- 3．予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担
- 4．定款の変更
- 5．前各号のほか、この法人の運営に関する重要な事項

（理事会の招集及び議長）

第26条 理事会は、会長が招集する。

- 2．理事会の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を記載した文書をもって通知しなければならない。
- 3．前項の招集通知は、緊急やむを得ない場合においては、会議の前日までに通知すれば足りる。
- 4．理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（理事会の定足数）

第27条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ開会することはできない。

（理事会の議決）

第28条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の書面表決等）

第29条 理事はやむを得ない理由のため、理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款の定めのある事項のほか、第1項の事項を審議するとともに当該事項の調査、審議を行なうための企画委員会を設置する。

- 1．審議事項は、次の通りとする。
 - （1）総会の議決により委任された事項
 - （2）事業の執行に関する事項

- (3) 定款の施行に必要な細則の制定改廃に関する事項
 - (4) 総会に付議すべき事項
 - (5) 前各号のほかこの法人の運営に関し必要と認めた事項
- 2 . 企画委員会は、次の事項を行なうとともに同委員会の運営に関する規定は理事会の議決を経て会長が別に定める。
- (1) 前 2 項の審議事項の調査、研究、審議に関すること。
 - (2) 各部会の企画、運営の調整に関すること。
 - (3) 防災団体等との連絡、調整に関すること。

(監事の出席)

第 3 1 条 監事は、理事会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

(議事録)

第 3 2 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 . 開会の日時及び場所
- 2 . 会員又は理事の数及び会議のそれぞれの定足数
- 3 . 会議に出席した会員又は理事の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む)
- 4 . 議決事項
- 5 . 議事の経過の要領及び発言者の発言要旨
- 6 . 議事録署名人の選任に関する事項
- 7 . 議事録には、議長及び出席会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。
- 8 . 議事録を作成した年月日

第 5 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 3 3 条 本会の資産は次の各号をもって構成する。

- 1 . 会 費
- 2 . 寄附金品
- 3 . 資産から生じる収入
- 4 . 事業に伴う収入
- 5 . その他の収入

(資産の管理)

第 3 4 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 3 5 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 3 6 条 本会の毎年度の収入支出予算は、年度開始前に、総会の議決を経て定め、

収入支出決算は、その年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（剰余金の処分）

第 37 条 毎事業年度の決算により剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その金額を翌年度に繰越すものとする。

（事業年度及び会計年度）

第 38 条 本会の事業年度及び会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 事 務 局

（職 員）

第 39 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2．事務局には、事務局長、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。

3．事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 7 章 支 部

（支 部）

第 40 条 本会は、各労働基準監督署の管轄区域ごとに支部を設け、当該監督署の所在地に事務所を置き、その地名を冠して呼称する。

2．支部運営に関する規定は、別に準則を定めるものとする。

第 8 章 定 款 の 変 更

（定款の変更）

第 41 条 本定款は、総会において会員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ佐賀労働基準局長の認可を受けなければ変更することはできない。

2．第 24 条の規定は、前項の総会にもこれを適用する。

第 9 章 解 散

（解 散）

第 42 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。ただし、同条第 2 項第 1 号に規定する総会の議決による場合は、総会において会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

（残余財産の処分）

第 43 条 前条の規定により解散したときに存す残余財産は、総会の議決を経、かつ、佐賀労働基準局長の許可を得て、類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

（清算人）

第 4 4 条 この会が解散したときは、会長が清算人となる。

第 10 章 雑 則

(施行細則)

第 4 5 条 本定款施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 . この定款は、佐賀労働基準局長の設立許可があった日から施行する。
- 2 . 役員の任期は、設立初年度に限り設立総会の日から次の通常総会の日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業年度は設立総会の日から昭和 49 年 3 月 31 日までとする。
- 4 . 本会の設立当初の役員は次のとおりである。(別紙)